

第158回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和2年12月24日（木）10:35～12:15

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、農林水産省大臣官房統計部長、
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第145号「作物統計調査の変更について」
- (2) 諮問第146号「船員労働統計調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 令和元年度までの官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について

5 議事概要

- (1) 諮問第145号「作物統計調査の変更について」

総務省から資料1-1、1-2に基づき、諮問第145号「作物統計調査の変更」について説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

（被害調査）

- ・人工衛星データを使用して被害調査を実施することはできないか。
→現状の人工衛星データでは、ほ場に作付けされている作物ごとの被害量までは把握できない。一方、行政記録情報である農林水産業被害報告で代替できることが確認でき、また、主なユーザーにも問題ないことを確認している。
- ・ドローンを使用すれば、近場も見ることができないか。
→近場の撮影はできるが、被害発生時は広範囲な面のカバーが必要。また、操縦者や資材の確保等の問題がある。
- ・今後も継続的に統計が提供される枠組みを検討していただきたい。

→これまで相応の必要性があって行われてきた調査であることから、職員の減少のみを理由に、代替策もないままに中止したいということであるならば容認は難しいと考えているが、今回の変更は、従来調査方法に無理が生じていることを踏まえ、必要とされるレベルの情報把握・提供をいかに続けていくかを検討した結果として、農林水産業被害報告が活用できるという確認を経てなされているものと考えている。代替の可能性等について部会で確認を行いたい。

(予測手法)

- ・予測手法では人工衛星データを用いるが、精度が確保されるのか。
- 昨年審議された手法により実施するもので、精度は確保されると考えている。
- ・予測手法については、前回の諮問審議の際に、手法の効率化についての指摘している。どのような対応をしたか。
- 委員のアドバイスを踏まえて予測手法に反映している。

(調査時期・公表時期の変更)

- ・9月の調査を10日間後ろ倒しすることで、過去との連続性、利活用上の問題が生じないか。
- 9月、10月の調査はあくまで、その年の最終的な収穫量を予測する暫定的なものであり、利活用上の問題は生じないとする。
- 当然、収穫期に近づくほど不確定要素も減り、予測値の精度は上がるが、これまでは、ほぼ穂が出そろった時点として、9月15日としていたところ、今般、基本指針(米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針)の策定を前倒ししたいという行政ニーズがあったことから、基本指針の策定期間により近い時点でのデータを提供することを検討し、9月25日が適当であると判断した。
- 調査時期について、これまでどのような意味をもって設定されていたのかを確認しつつ、変更の必要性を部会で審議したい。基幹統計調査の調査時期を特定の利活用だけを理由に調査時期を変更して良いのかという印象があるかと思うが、一方で、特定の利活用に応じて変更できないということではないと考える。基本指針は、法律に基づく相当に大きな位置づけのものとの印象を持っているため、その辺りの必要性・重要性、変更により想定される支障の有無等についても部会で確認したい。
- 基本指針以外の利用についても確認していただきたい。また、温暖化の進行で作物の生育が以前よりも早くなっていると思われることから、調査期日の前倒しであれば理解できるが、今回の計画では繰下げが予定されており、その理由についても確認いただきたい。
- ・作物統計調査は、主要作物の生産実態を把握する重要な調査であり、特に水稲については職員により人手をかけて行われてきた。統計リソースの制約を踏まえると、調査の効率化を行いつつ、必要なデータの提供を継続するといった対応は、今後も必要となってくる。様々な変更点や確認事項があると思うが、産業統計部会で審議をよろしく願います。

(2) 諮問第146号「船員労働統計調査の変更について」

総務省から資料2-1、2-2に基づき、諮問第146号「船員労働統計調査の変更」について説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」を調査することは適切だ
と思うが、一方で、過去との連続性やこれまで「特別に支払われた報酬（6月）」
しか調べていなかったことで、どのような影響があったのか確認するため、当面は
「特別に支払われた報酬（6月）」についても、並行して調べるべきではないか。
- 令和元年6月に「船員労働統計予備調査」を実施し、昨年1年間に支払われた金額
を調査し、分析・検討のなかで、一時点ではあるが比較は行っている。その結果、
昨年1年間に支払われた報酬とすることでより正確な実態把握となると考えてい
る。また、報告者負担面を鑑み、切り替えることが適切であると考えている。
- ・統計が断絶するコストも考えた方がよい。部会でよく審議していただきたい。
- ・先般のモーリシャスにおける座礁事故のように、船舶については、船籍がどこか、
雇主がどうなっているのか、船員は日本人なのか、外国人なのかというように複雑
であり、この調査では、母集団のどの辺りを捉え、何を調べようとしているのかが
よく分からない。GDP推計にも使用しているとのことなので、この調査がカバー
している範囲を明らかにしていただきたい。
- 部会における審議の際に資料を用意して説明したい。
- ・本調査は、運輸支局・海事事務所を通じて報告することになっているが、船舶を所
有する者が陸上の事務所から回答しているとの理解でよいか。また、統計調査全体
として、オンライン回答の普及を進めているが、既にオンライン回答を導入してい
る本調査にあっては、オンライン回答率の目標値はあるか。調査票を収集する手法
として、郵送やオンライン、FAXといった多様な調査方法を取り入れていること
が分かるが、その他、報告者から正しい回答を得るために努力している点、調査系
統、調査手法についての改善の方向性があれば、補足説明いただきたい。
- 地方運輸局・支局等を経由する理由として、本調査の母集団は船員法という法律
に基づく業務報告を用いているが、この業務報告である船員法第111条報告に係る
事務は地方運輸局等経由で行っており、調査の円滑な実施のため、調査も運輸局
等経由としている。また、オンライン回答率は第1号・第3号調査は約4割、第
2号調査は2割程度であり、報告者負担軽減の観点から、郵送・FAXを含めて円滑
な調査の実施に係る対応を行っているところ。
- ・対象者の選定についてはデリケートな面もあるかもしれないが、丁寧な審議をお
願いしたい。

（3）部会の審議状況について

津谷人口・社会統計部会長から資料3に基づき、社会生活基本調査の審議状況につ
いて、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・資料3別紙1の設問8の「日常生活に非常に支障がある」について、「支障は6か
月以上継続している」、「継続していない」という二つの選択肢になっているが、支
障が6か月以上継続しているということが重要なのか。「継続していない」とは、
どういう意味か。
- 欧州統計局のガイドラインに「障害」という言葉や用語を出さずに把握すべきとさ

- れていることがあり、また、日常生活に支障が6か月以上継続している者を障害のある者と広く捉えていくため、このような表現にしていると理解している。
- 設問8の選択肢「継続していない」は、6か月間は継続していないという趣旨。欧州統計局のガイドラインの判定基準では、支障が6か月以上継続している方を生活時間の統計において、「日常生活に支障がある」と判定をするものとされている。
 - ・国際比較のためには、調査項目を同じにしなければならないと思うが、支障の継続期間が6か月未満の人が、見落とさずに答えてくれる項目なのか日本語の表現として気になる。「6か月未満」と明記するなど、なんらかの工夫があれば良いのではないか。
 - 現在答申案を作成している段階であり、日本語として誤解がないよう正確な情報を収集するための表現を考えてはどうかと思うが、いかがか。
 - 報告者にとって分かりやすい表現はどういったものか、部会長及び部会の委員と御相談の上、答申案の取りまとめを進めていきたい。
 - ・設問7と8を分けることは良いと思う。設問7でまず回答し、慢性的な病気や長期的な健康問題として明確にしてもらったことは良いが、設問7で「ない」と回答した場合は、設問8にはいかないのか。慢性的な病気や長期的な健康問題は「ない」が、日常生活への支障が「ある」という回答もあり得るのか。
 - 設問7で慢性的な健康問題が「ない」と回答された方についても、設問8で日常生活への支障が「ある」という回答もあり得る。欧州統計局のガイドラインでは、先行する設問によってフィルタリングを行わないとされているが、諮問した際の案では設問7の回答内容によりフィルタリングが行われる設計になっていた。それを修正案では、設問7と8に分け、設問7の回答に関わらず、設問8についても答えていただく設計にしている。
 - ・設問8は「健康上の理由による支障に限定して記入してください」と書いてあるので、設問7のところで「ない」とした方が、設問8で「支障がある」という回答があり得るのか、具体的なケースがイメージできない。
 - 例えば、交通事故で骨折をしたタイミングで、この調査を受けたとすると、骨折だけであれば、設問7の慢性的な病気や健康問題は「ない」という可能性がある。一方、設問8では、松葉杖をついているので、調査の時点では「支障がある」ということになる。このようなこともあり、設問7と8は独立の設問として、並列的におかれている。これが欧州統計局のガイドラインの判定基準に沿っているということである。
 - ・設問7だが、障害者はここに含まれるのかが分からない。「長期的な健康問題」とあるが、障害と健康は別の事例ではないか。障害を持っていても健康な方は設問7では「ない」となり、設問8は「健康上の理由による支障」なので、こも「ない」になるということの良いのか。
 - 設問8の説明書きで「健康上の理由」と記載している理由は、支障といっても、世の中には財政上の理由や社会的な理由など様々あるが、ここでは健康上の理由、心身上の理由による支障に限定していただくためである。
 - 設問8の説明で「健康上の理由」というと、設問7に引きずられる。身体だけでなく、精神障害の方もいるので、「心身上の理由」などと表現しないと、「健康上の理由」であれば、病気などを想定してしまう。健康という言葉は広すぎるので、何か他の表現が良いかもしれない。

- ・健康というとフィジカルなことを連想してしまう。メンタルな状態もここで把握するために、例えば、「心身の健康上」などとするのも一案かと思う。部会の構成員の方々や、事務局、及び調査実施者とも相談し、この部分の表現をもう少し工夫して、答申案を作成するという方向で対応したいと思う。

→設問6、7、8については、設問の構成も含めて、基本的に欧州のガイドラインに沿った形で作られている。その上で、日本の統計調査の調査票として、どのような文言とするかについては、調査票のスペースもあるので、記入のしかた等で対応するところもあるが、答申案の御報告に至るまでに、再考するというところで、いかがか。

→そのように対応したいと思う。

- ・障害者団体の方々に、どういう言葉を使うと分かるかヒアリングをするなど、直接聞かれると良いのではないか。

→昨年度内閣府の調査研究事業として行われたプレ調査の過程で、既に障害者団体の方々の意見を聴いており、そのときに回答するに当たって迷う事項などについて回答を頂いている。部会では、調査票の記入のしかた等について、そのプレ調査の報告書を見て、作っていただきたいと申し込んでいる。

- ・記入に当たって迷いのないワーディングに努めていただきたい。

(4) 統計委員会専門委員の発令等について

北村委員長から資料4-1、4-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき委員の指名がなされた。

(5) 令和元年度までの官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について

総務省から、資料5に基づき、令和元年度までの官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・各府省におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、引き続き、統計の品質向上にも留意いただきながら、業務の効率化、報告者の負担軽減、統計の利活用促進に取り組んでいただきたい。統計委員会としても、引き続き取組を注視してまいりたい。

次回の統計委員会は、来年1月28日（木）午前中に若松庁舎7階大会議室で開催予定である旨、事務局から案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>